

### 3 事業化及び事業実施における執行体制の確立

### 3 事業化及び事業実施における執行体制の確立

土地区画整理事業は合意形成のもとに進められる事業である。換地設計についても理論的に行われ、公平をモットーとしている。しかし、「十人十色」といわれる通り、土地の価値観についてもそれぞれ違うわけで、「正方形の土地がいい。」と言う人もあれば、「長方形の土地がいい。」と言う人もあり、「事業が終わって税金が高くなるのでこのままの方がいい。」と言う人もあれば、「税金が高くなっても利用しやすい方がいい。」といった賛否両論の中、事業化に向け取り組んでいくこととなる。

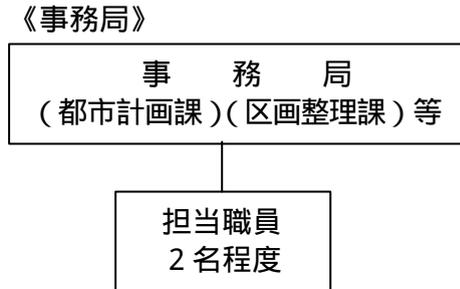
したがって、「行政・住民一体となって土地区画整理事業でまちづくりをするんだ」という目標を持ち、個々の問題点、課題の解消等について検討を進めなければならない。

個々の問題点、課題の解消等にかかわる行政の役割は非常に重要であり、土地区画整理事業に取り組む姿勢として、執行体制の確立が事業の成否に大きくかかわるものである。

事業化までは、行政が主体となって進めていくが、執行体制としては、1～2人程度の担当職員で実施しているのが現状と思われる。しかし、事業実施段階に入ると、当然、執行体制も強化しなければならない。また、補助事業とそうでない事業での違い、または、事業経験の有無により、一概に執行体制の人員については決められないが、参考までに「施行体制の組織図」の事例を次にあげる。

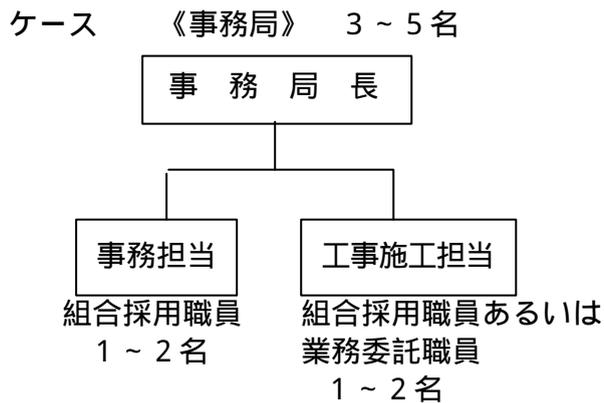
〔例〕執行体制の組織図

事業化まで



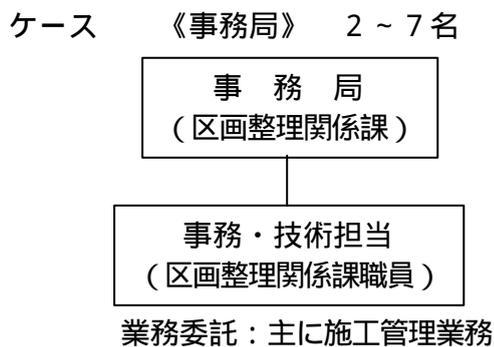
市町村の区画整理関係課が対応

事業実施



組合独自で事務局設置

この場合、市町村職員は組合からの技術援助申請に基づき事務局業務の一部を援助する。



市町村の区画整理関係課が対応

この場合、市町村職員は組合からの技術援助申請に基づき事務局業務の全てを援助する。

ただし、組合が職員採用あるいは業務委託等を一部行い、市町村職員の業務負担の軽減を図っているケースもある。

最後に組織をスムーズに運営していくための5か条をまとめる。

一、人のために汗をかくこと

権利者の大切な財産を扱うことから、苦勞をいとわない。このことがまず第一である。

一、困った人の相談にのること

減歩されても今の生活がこのままできるのか。同じ様な家が建つのか、また今後とも農業を続けていけるのかどうか。親身になって相談にのる。

一、筋を通すこと

出来ない事は出来ないとはっきり言って、理解を求める。

一、人間関係を大切にすること

事業を実質的に進めていく上では、人間関係すなわち信頼と和がなくてはならない。

一、耳を傾けること

反対意見は反対意見として、問題点は問題点として聞くことにより、解決の方策が生まれてくるものである。